

今帰仁村国土強靱化地域計画概要版

第1章 今帰仁村国土強靱化地域計画とは

策定の趣旨

あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、村民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する“強靱な今帰仁村”をつくりあげる必要がある。そのため、本村においても「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、本村の国土強靱化に関する指針として、今帰仁村国土強靱化地域計画を策定する。

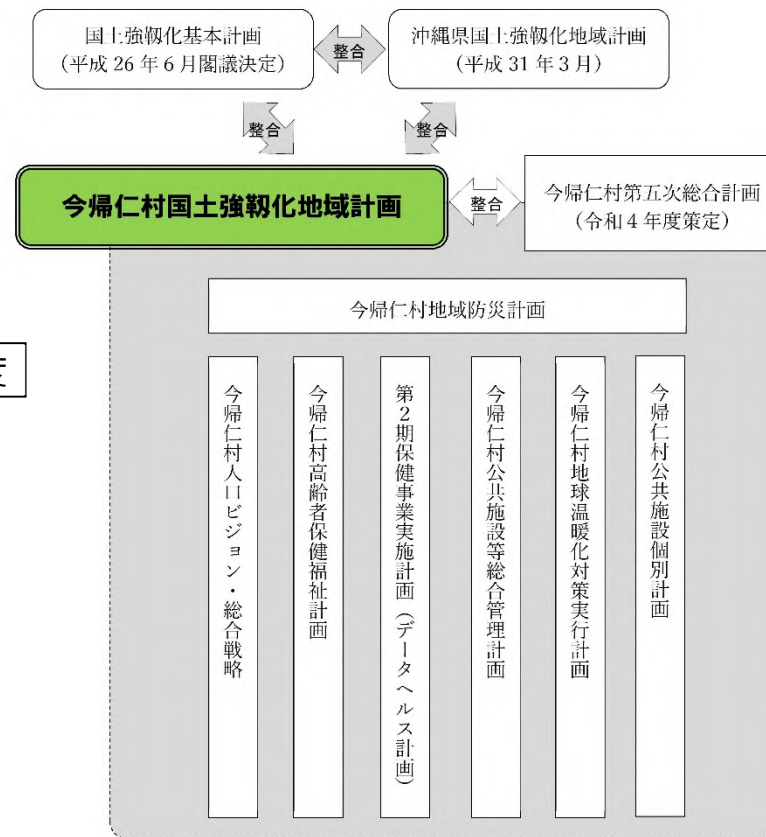
計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第14条の規定により国土強靱化基本計画との調和が保たれたものとするとともに、「今帰仁村第五次総合計画」との整合を図るものとする。

計画の期間

令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

計画期間については、今帰仁村第五次総合計画（令和5年度～令和14年度）と整合を図り、目標年次は令和14（2032）年度とする。なお、今帰仁村第総合計画の改定と合わせて本計画についても改定を実施する。さらに、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。



第2章 本村の地域特性と予想される災害

予想される災害リスク

災害の種類	想定される被害等
台風災害等	台風 県内で大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定 昭和32年第14号（主に那覇で被害（死者行方不明者131名、住宅全半壊16,091戸）） 昭和41年第18号（主に宮古島で被害（死者1名、住宅全半壊7,765戸）） 平成15年第14号（主に宮古島で被害（死者1名、住宅全半壊102戸））
	河川の氾濫 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）として、大井川を指定
	高潮 海岸や河川に沿って点在する低地が浸水（本島北部）
	土砂災害 がけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所 23箇所
地震	沖縄本島南西沖地震 地震動・液状化による建物被害 115棟（大破6、中破68、その他被害41）
	直下型地震 （可能性は少ないが否定できない想定） 地震動・液状化による建物被害 1,243棟（大破299、中破430、その他被害514） 人的被害（死者8人、負傷者73人）
津波	条件により死者数最大15人 負傷者最大33人 その他道路被害等交通支障、ライフライン支障

第3章 基本的な考え方

基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下の①～⑧のとおり事前に備えるべき目標を定める。

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、沖縄県国土強靱化地域計画及び本村の地域特性を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、沖縄県国土強靱化地域計画において設定された施策分野をもとに、本村の特性を踏まえて10の個別施策分野及び2つの横断的分野を設定した。

- 個別施策分野 ① 行政機能 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ 情報通信 ⑤ エネルギー・産業
⑥ 交通・物流 ⑦ 農林水産 ⑧ 村土保全 ⑨ 環境 ⑩ 村土利用
- 横断的分野 ① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策

第5章 推進すべき施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、33のリスクシナリオの発生を回避し、8つの事前に備えるべき目標を達成するための施策の推進方針をとりまとめた。

第6章 計画推進の方策

計画の推進体制

今帰仁村防災会議を中心とした全庁的な体制の下、取組を進めるとともに、国、県、近隣自治体等の行政機関、村民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱の取組を推進する。

計画の進捗管理

各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、施策等の点検・評価を行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととする。見直し・改善にあたっては企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、計画の効率的な推進を図る。

今帰仁村国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ及び推進方針一覧

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○防災体制の強化 ○災害時要援護者安全確保体制整備計画 ○地域防災力の向上 ○自主防災組織の育成 ○消防力の強化 ○緊急輸送基地の選定及び整備 ○うるおいある居住環境の創出 ○避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底 ○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○老朽校舎の改善 ○社会福祉施設等における安全確保 ○不燃、耐風、耐震、耐水耐浪性建築物の促進対策 ○防災的土地利用の推進 ○一般建築物の耐震性確保	
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○防災体制の強化 ○災害時要援護者安全確保体制整備計画 ○地域防災力の向上 ○自主防災組織の育成 ○高潮等災害予防計画 ○港湾・漁港整備事業計画	
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○河川水統制又は河川改修に関する治水事業 ○津波に強いむらの形成 ○文化財災害予防対策	
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態	○地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策	
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○地域防災力の向上 ○危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○応援体制の強化 ○緊急輸送基地の選定及び整備 ○生活必需品の確保体制の充実 ○電気、水、食料等の確保 ○配水施設等の整備及び老朽管の改良 ○水道施設の耐震化対策 ○水道事業による水の安定供給 ○上水道施設災害予防計画	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○地域防災力の向上 ○孤立危険集落の孤立化等対策 ○自主防災組織の育成 ○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○緊急物資輸送機能の確保 ○危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備	
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○応援体制の強化 ○応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ ○自衛隊との連携の充実 ○応援・受援の備え ○消防力の強化 ○防災・防火体制の強化及び意識の向上 ○救急隊員の資質向上 ○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底	
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○物資、資機材の確保体制の充実	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○救急体制の強化 ○広域災害・救急医療情報システムの整備 ○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○健康づくりの充実 ○健康相談の充実	
		3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○防犯体制の強化 ○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保	
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通安全対策			

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○総合防災訓練の実施 ○災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 ○災害情報の収集・伝達体制の充実	
		4	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○通信施設災害予防計画
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○緊急物資輸送機能の確保 ○港湾・漁港整備事業計画 ○国道・県道の整備促進	
		5-2	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○事業者における防災対策の強化
			5-3	食料等の安定供給の停滞	○生産基盤の整備 ○漁業経営の安定・強化
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○事業者における防災対策の強化	
		6-2	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶	○配水施設等の整備及び老朽管の改良 ○施設の防災性の強化 ○水道施設の耐震化対策 ○水道事業による水の安定供給
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○し尿及び浄化槽の維持管理の強化 ○合併処理浄化槽の普及促進 ○集落排水施設整備の検討
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○緊急物資輸送機能の確保 ○幹線道路の整備	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○居住環境の整備 ○避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置	
		7-2	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	○水産基盤施設における防災対策の強化 ○高潮等災害予防計画
			7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○河川水統制又は河川改修に関する治水事業 ○ため池の老朽化等整備工事 ○ほ場整備の促進
		7-4	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○良好な河川環境の保全・創出 ○集落排水施設整備の検討 ○今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づく温室効果ガスの削減
			7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○無秩序な開発の抑制 ○生産基盤の整備・活用 ○赤土等流出問題の総合的対策 ○農業法人等が参入しやすい環境づくり ○地域アイデンティティの形成
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物の処理	
		8-2	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域防災力の向上 ○自主防災組織の育成 ○活動組織の育成 ○意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成 ○防犯体制の強化
			8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○公共施設の耐震性確保 ○緊急物資輸送機能の確保 ○幹線道路の整備
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○高潮等災害予防計画 ○津波に強いむらの形成	